

問1

(注 7) 産業医

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいいます。労働基準監督署への選任報告の有無等にかかわらず、実態として選任している場合は「選任している」として回答してください。

産業医を2人以上選任している場合で、そのうち 1 人でも勤務形態が「常勤」の産業医がいるときには、「常勤」を回答してください。また、勤務形態が「非常勤」の産業医のみで2人以上いるときは、非常勤者の訪問回数は延べ回数を回答してください。

(注 8) 安全管理者

常時 50 人以上の労働者を使用する一定の業種に属する事業所において、安全装置等の設置や発生した災害原因の調査及び対策の検討などの安全に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいいます。一定の資格(経験)を有する人から選任されることになっています。

(注 9) 衛生管理者

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいいます。衛生管理者の免許を取得しているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任されることになっています。

(注 10) 安全衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項(労働者数が 50 人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務)を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格(経験)を有する人から選任されることになっています。

(注 11) 衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項(労働者数が 50 人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務)を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格(経験)を有する人から選任されることになっています。

(注 12) 安全推進者

安全管理者、安全衛生推進者の選任義務のない業種に属する事業所において、職場環境や作業方法の改善、労働者の安全意識の啓発、安全教育等を担当するため、事業者から選任された人をいいます。

問2

(注 13) 正社員以外の労働者

正社員以外の契約社員、パートタイム労働者、臨時・日雇労働者及び派遣労働者のことをいいます。

(注 14) 安全衛生教育

現に事業所に在籍する労働者に対して、過去 1 年以内に限らず、それ以前に実施した入社時等に行った安全衛生教育も含まれます。

II 安全衛生関係について

問1 安全衛生管理体制に関する事項について

(1) 貴事業所では、産業医(注7)を選任していますか。

選任している	常勤	1
	非常勤	2
選任していない		3

→ 2の非常勤を選択した場合、産業医は過去1年間(平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)に何回貴事業所を訪問しましたか。

0回(来ていない)	1
1～6回	2
7～11回	3
12回	4
13回以上	5

(2) 貴事業所では、以下の安全衛生の担当者を選任していますか。該当する番号すべてに○を付けてください。
(複数回答可。ただし6を回答の場合は不可)

選任している					いずれも選任していない
安全管理者 (注8)	衛生管理者 (注9)	安全衛生推進者 (注10)	衛生推進者 (注11)	安全推進者 (注12)	
1	2	3	4	5	6

上記で、5の安全推進者を選任している場合のみ、お答えください。

(3) 貴事業所で安全推進者が実施している活動内容は何ですか。(下記①～③から選択。複数選択可)

① 職場環境及び作業方法の改善に関すること

職場内の整理整頓(4S活動)の推進	1
床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善	2
刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備	3
その他	4

② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発	1
荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施	2
その他	3

③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

労働災害が発生した場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出	1
その他	2

問2 正社員以外の労働者(注13)対策に関する事項について

(1) 貴事業所では、正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)、派遣労働者に対して安全衛生教育(注14)を実施していますか。
正社員に対する実施状況と併せて、それぞれ該当する番号すべてに○をつけてください。
(複数回答可。ただし、それぞれの10又は11を回答の場合は不可)

※ 安全衛生教育を「実施している」には、貴事業所で実施するもののほか、業界団体等が主催する講習会等も含みます。

		正社員	正社員以外の労働者 (派遣除く)	派遣労働者
実施している	作業に用いる機械等による事故を防ぐための教育	01	01	01
	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する教育	02	02	02
	腰痛のおそれのある作業に関する腰痛予防対策に関する教育	03	03	03
	熱中症予防に着眼した暑い場所での作業に関する教育	04	04	04
	メンタルヘルスに関する教育	05	05	05
	整理整頓に関する教育	06	06	06
	事故時における応急措置、退避に関する教育	07	07	07
	交通事故防止に関する教育	08	08	08
	上記以外の安全な作業手順や作業方法に関する教育	09	09	09
実施していない		10	10	10
労働者がいない		11	11	11

正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)又は派遣労働者で10を回答した場合のみ次頁の(2)へお進みください。

SAMPLE

前頁問2の(1)で正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)又は派遣労働者で10を回答した場合のみ(2)をご回答ください。

→ (2) 安全衛生教育を実施していない理由は何ですか。それぞれ該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

	正社員以外 の労働者 (派遣除く)	派遣 労働者
勤務時間帯、曜日がばらばらのため	1	1
短期間で辞める者も多く、入れ替わりが激しいため	2	2
勤務中に作業以外の教育を実施する余裕はないため	3	3
教育を行うための人員・時間を割く余裕がないため	4	4
安全衛生面も示した作業マニュアルなどがあり、それで十分であるため	5	5
業務の内容に教育や研修などが含まれることは労働者の負担となるため	6	6
危険な作業には従事していないため	7	7
その他	8	8

21 22

(3) 貴事業所では、過去1年間(平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)において、安全衛生活動に正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)、派遣労働者を参加させていますか。正社員の参加状況と併せて、それぞれ該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、それぞれの16又は17を回答の場合は不可)

		正社員	正社員以外 の労働者 (派遣除く)	派遣 労働者
参加させている	安全衛生委員会(安全委員会及び衛生委員会を含む)	01	01	01
	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動	02	02	02
	災害発生時の避難訓練	03	03	03
	災害防止などを話し合うミーティング	04	04	04
	作業の安全に関するマニュアル類の作成	05	05	05
	火災等非常時の対応・マニュアルの周知徹底	06	06	06
	危険予知(KY)活動	07	07	07
	指差し呼称活動	08	08	08
	ヒヤリ・ハット事例の報告	09	09	09
	安全パトロールの実施	10	10	10
	リスクアセスメントの実施	11	11	11
	朝・昼・終礼での安全衛生講話	12	12	12
	社内の運動会や歩き推奨運動など健康に関する活動	13	13	13
	安全提案制度	14	14	14
	その他(表彰制度など)	15	15	15
参加させていない		16	16	16
労働者がいない		17	17	17

23 24 25

上記の(3)で、正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)又は派遣労働者で16を回答した場合のみ(4)をご回答ください。

→ (4) 参加させていない理由は何ですか。それぞれ該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

	正社員以外 の労働者 (派遣除く)	派遣 労働者
勤務時間帯、曜日がばらばらのため	1	1
短期間で辞める者も多く、入れ替わりが激しいため	2	2
勤務中に作業以外の活動を行わせる余裕はないため	3	3
安全衛生活動への参加を呼びかけているが参加希望がないため	4	4
正社員以外が参加しやすい安全衛生活動を企画できる者が社内にはいないため	5	5
安全衛生活動は正社員が行うものと考えているため	6	6
危険な作業には従事していないため	7	7
安全衛生活動は特に実施していないため	8	8
その他	9	9

26 27

問3

(注 15) リスクアセスメント

労働安全衛生法第 28 条の2のリスクアセスメントをさし、利用可能な情報を用いて労働者の安全衛生に関する危険・有害要因を特定し、そのリスクを見積もり、かつ、評価することによって、当該リスクが許容範囲か否かを判断し、リスクの大きいものから順にそのリスクを低減させていく手法をいいます。

問4

(注 16) メンタルヘルス対策

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいいます。

(注 17) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者

メンタルヘルス不調(※)を原因として、以下の疾病により休業及び退職した労働者をいいます。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- ③ 統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害
- ④ 気分[感情]障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格及び行動の障害
- ⑧ 知的障害(精神遅滞)
- ⑨ 心理的発達の障害
- ⑩ 小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害、詳細不詳の精神障害

(※) メンタルヘルス不調とは、精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいいます。

「連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者」の人数は、労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含まませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を含めてください。

問3 危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント(注15))に関する事項について
貴事業所では、労働者の安全衛生に関する危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)を実施していますか。

実施している	1
実施していない	2

28

① 何についてリスクアセスメントを実施していますか。
該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

作業に用いる機械の危険性に関する事項	1
作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項	2
腰痛のおそれのある作業に関する事項	3
熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する事項	4
高所からの墜落・転落に関する事項	5
交通事故に関する事項	6
上記以外の事項	7

29

② リスクアセスメントの結果は活用しましたか。
該当する番号すべてに○を付けてください。
(複数回答可。ただし、7を回答の場合は不可)

活用した	安全衛生委員会等での調査審議	1
	作業又は作業環境の改善	2
	リスクアセスメントの結果に基づき労働環境の改善等をどのように実施するかを定めた計画の策定と実施	3
	管理監督者への教育研修・情報提供	4
	労働者への教育研修・情報提供	5
	その他	6
特に活用していない		7

30

③ 実施していない理由は何ですか。該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

十分な知識を持った人材がいないため	1
実施方法が判らないため	2
労働災害が発生していないため	3
法令を守っていれば十分なため	4
危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため	5
その他	6

31

問4 メンタルヘルス対策(注16)に関する事項について
(1) 過去1年間(平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)に、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者(注17)はそれぞれ何人でしたか。(同じ労働者が何回も連続1か月以上休業した場合は、1人として計上してください。同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職者数」のみに計上してください。いない場合は「0」と記入してください。)

連続1か月以上の休業者数						人
退職者数						人

32

33

貴事業所に受け入れている「派遣労働者」は除いてください(注17)。

(注 18) **事業所内の産業保健スタッフ**

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源(専門医療機関など)とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、事業所内の保健師等をいいます。

(注 19) **ストレスチェック**

労働者のストレスについて、調査票などを用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるために実施することをいいます。

また、その結果を職場環境の改善に活用するものです。現在のストレスの状況によっては、医師等による面接指導等を受けることが望ましいことがあります。

(注 20) **集団ごとの分析**

個人のストレスチェックの結果を一定の集団(部、課など)ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいいます。

(注 21) **職場復帰支援プログラム**

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいいます。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成されます。

(注 22) **地域産業保健センター(地域窓口)**

労働者数 50 人未満の小規模事業所では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための機関をいいます。具体的には、健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供しており、面接指導等には医師やカウンセラー等が対応します。

地域産業保健センター(地域窓口)は都道府県に設置されています。

(注 23) **産業保健総合支援センター**

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス(職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等)を提供する機関をいいます。「地域産業保健センター(地域窓口)」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っており、独立行政法人労働者健康安全機構が運営しています。

(注 24) **他の外部機関**

精神保健福祉センター、(一社)日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいいます。

(注 25) **労働安全衛生法(平成 27 年 12 月 1 日施行)に基づくストレスチェック**

労働安全衛生法第 66 条の 10、及びその関連法令に定められた要件に基づいて実施したストレスチェックのことをいい、労働者数 50 人未満の実施義務対象外の事業所で実施した場合も含まれます。

(注 26) **労働安全衛生法(平成 27 年 12 月 1 日施行)によらず実施した事業所独自のストレスチェック**

労働安全衛生法第 66 条の 10、及びその関連法令に定められた要件によらずに、事業所独自で実施したストレスチェックのことをいいます。

(注 27) **健康診断機関**

健康診断を実施している機関をいいます。医療機関であるかどうか、健康診断を専門に実施している機関であるかを問いません。

- (2) 貴事業所では、メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。
該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、17を回答の場合は不可)

取り組んでいる	メンタルヘルス対策について、安全衛生委員会等での調査審議	01
	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	02
	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	03
	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	04
	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	05
	メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフ(注18)への教育研修・情報提供	06
	職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック(注19)後の集団(部、課など)ごとの分析(注20)を含む)	07
	健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルス対策の実施	08
	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)	09
	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラム(注21)の策定を含む)	10
	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	11
	地域産業保健センター(地域窓口)(注22)を活用したメンタルヘルス対策の実施	12
	産業保健総合支援センター(注23)を活用したメンタルヘルス対策の実施	13
	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	14
	他の外部機関(注24)を活用したメンタルヘルス対策の実施	15
	その他	16
取り組んでいない		17

34

上記の(2)で、09を選択した場合のみ、次の①～⑤をご回答ください。

- ① 実施しているストレスチェックは、どのようなものですか。

労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)に基づくストレスチェック(注25)	1
労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)によらず実施した事業所独自のストレスチェック(注26)	2

35

- ② 労働者のストレスチェックは定期健康診断の機会に実施しましたか。
該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

定期健康診断の機会に実施した	1
定期健康診断以外の機会に実施した	2

36

- ③ ストレスチェックを実施した労働者のうち、貴事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合は何%ですか。

80%以上100%まで	1
60%以上80%未満	2
40%以上60%未満	3
30%以上40%未満	4
20%以上30%未満	5
10%以上20%未満	6
5%以上10%未満	7
5%未満	8
実施していない	9

37

- ➔ ④ 医師等の専門家による面談等を行ったのは、誰又はどのような機関ですか。該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

産業医	1
産業医以外の医師(外部の医師)	2
事業所内の保健師・看護師	3
衛生管理者・衛生推進者等	4
地域産業保健センター(地域窓口)	5
健康診断機関(注27)	6
その他の機関	7

38

- ⑤ ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施しましたか。

実施した	1
実施していない	2

39

- ➔ 集団ごとの分析を実施した場合、その結果は活用しましたか。該当する番号すべてに○を付けてください。(複数回答可。ただし、6を回答の場合は不可)

活用した	業務配分の見直し	1
	人員体制・組織の見直し	2
	管理監督者向け研修の実施	3
	衛生委員会等での審議	4
	その他	5
特に活用していない		6

40

6頁解説

問5

(注 28) **屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている**

建物内又は建物内に準じた場所(例えば車両など)を常に禁煙とし、事業所敷地内の屋外も常に禁煙としている場合をいいます。

(注 29) **事業所内の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている**

建物全部を禁煙とし、屋外のみ喫煙を可能としている場合をいいます。

(注 30) **喫煙室**

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための屋外排気装置付きの部屋をいいます。喫煙室内で喫煙以外の行為(飲食、会議など)を行うことはできません。

(注 31) **喫煙コーナー**

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域をいいます。喫煙コーナー内で喫煙以外の行為(飲食、会議など)を行うことはできません。

(注 32) **喫煙可能区域**

屋外に設置した喫煙所、屋内に設置した喫煙室、喫煙コーナーなど従業員、顧客等が喫煙を許されている区域をいいます。

(注 33) **たばこの煙を低減する装置**

たばこの煙の成分の一部をフィルター等で除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の機器をいいます。

(注 34) **一定以上の換気**

喫煙可能区域において、浮遊粉じん濃度が 0.15mg/立方メートル以下又は $70.3 \times (\text{喫煙席数})$ 立方メートル/時間以上の換気措置を講じていることをいいます。

問5 受動喫煙防止対策に関する事項について

(1) 貴事業所では、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。

はい	1
いいえ	2

➡ ① 貴事業所における禁煙・分煙状況について、該当する番号1つに○をつけてください。

屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている(注28)	1
事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている(注29)	2
事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室(注30))を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	3
事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所(喫煙コーナー(注31))を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	4
上記1～4以外の方法で、事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分している	5
事業所内で自由に喫煙できる	6

➡ ② 上記の①に加え、取り組んでいる内容について、該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、10を回答の場合は不可)

喫煙可能区域(注32)を事業所内に掲示等して周知している		01
喫煙可能区域 において	たばこの煙を低減する装置(注33)(空気清浄装置)を設置している	02
	一定以上の換気(注34)(粉じん濃度0.15mg/立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×(喫煙席数)立方メートル/時間以上)を実施している	03
喫煙可能区域に設置した機器(屋外排気装置、空気清浄装置等)を定期的にメンテナンスしている		04
喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度等を定期的に測定している		05
定期的に受動喫煙防止対策に関する研修を開催又は外部の説明会に参加している		06
喫煙者に対する健康指導(たばこの害に対する教育や禁煙指導)を実施している		07
喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの設定など)を実施している		08
上記(②の01～08)以外で何らかの対策を実施している		09
上記(①)以外の取組はない		10

☆ 受動喫煙防止対策の実施の有無にかかわらず、ご回答ください。

(2) 職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙)を防止するための取組を進めるにあたり、どのような問題がありますか。問題がある場合には**主なものを2つ以内**で該当する番号に○をつけてください。

(主なものを2つまで回答可。ただし、10を回答の場合は不可)

問題がある	受動喫煙防止に対する喫煙者の理解が得られない	01
	喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である	02
	顧客に喫煙をやめさせるのが困難である	03
	喫煙室や喫煙コーナーを設けるスペースがない	04
	喫煙室や喫煙コーナーを設けるための資金がない	05
	施設上の制約により、喫煙室に必要な設備を設置できない	06
	受動喫煙防止対策への取り組み方がわからない	07
	取り組む必要性を感じない	08
	その他	09
特に問題がない		10

問6

(注 35) 時間外・休日労働時間

休憩時間を除き、1週当たり 40 時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間をいいます。1か月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行います。

1か月当たりの時間外・休日労働時間 ＝

1か月の総労働時間(労働時間数＋延長時間数＋休日労働時間数)－(計算期間(1か月間)の総暦日数／7)×40

「時間外・休日労働をした労働者数」については、労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含みませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を含めてください。

(注 36) 長時間労働者に対する医師による面接指導

長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じることをいいます。

労働安全衛生法により、事業主は、①時間外・休日労働時間数が1か月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられています。

また、②時間外・休日労働時間数が1か月当たり 80 時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者及び③事業所において定められた基準に該当する労働者に対しては、医師による面接指導等の実施が努力義務となっています。

問6 長時間労働者に対する取組に関する事項について

貴事業所における時間外・休日労働時間(注35)数の算定期間のうち、平成29年7月1日が含まれる1か月間の時間外・休日労働時間数が45時間超80時間以下、80時間超100時間以下及び100時間超に該当する労働者はそれぞれ何人でしたか。

- ① それぞれの時間数に該当する労働者のうち、長時間労働者に対する医師による面接指導(注36)の申し出があった労働者は何人でしたか。
- ② 上記①に該当する労働者について、医師による面接指導を実施しましたか。

	時間外・休日労働をした労働者数										②医師による面接指導								
											①うち面接指導の申し出のあった労働者数(※)								
45時間超 80時間以下																	1	2	3
80時間超 100時間以下																	1	2	3
100時間超																	1	2	3

事業所に受け入れている「派遣労働者」は除いてください。(注35)

※ 申し出の有無にかかわらず、一定の時間を超過した労働者に対して医師の面接指導を実施することとしている等により、申し出の有無を確認していない場合は、面接指導の対象とした労働者の人数を記入してください。

「100時間超」の②で1又は2を回答した場合はお答えください。

- ③ 100時間超の労働者への面接指導の結果を踏まえて措置を講じましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、7を回答の場合は不可)

講 じ た	時間外労働の制限	1
	就業場所の変更	2
	仕事内容の変更(業務量の軽減を含む)	3
	深夜業の回数の変更	4
	休日の付与	5
	その他	6
講じなかった		7

「100時間超」の②で2又は3を回答した場合はお答えください。

- ④ 100時間超の労働者のうち面接指導を実施しなかった者がいた理由は何ですか。該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、6を回答の場合は不可)

医師が面接指導を受ける必要がないと判断したため	1
医師等の確保が難しかったため	2
面接時間を与えられなかったため	3
経費が掛かりすぎるため	4
その他	5
制度を知らなかった	6

問7

(注 37) 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者

労災補償を請求又は決定された者を除き、脳血管疾患、心疾患、筋骨格系疾患、がん、ストレス性疾患、糖尿病、骨折などの長期の治療が必要となる私傷病を抱え、事業所において就業するにあたって、何らかの配慮を必要とする労働者のことをいいます。

SAMPLE

問7 産業保健に関する事項について

貴事業所では、傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者(注37)のうち、何らかの配慮が必要な方が、治療と仕事を両立できるような取組はありますか。

取組がある	1
取組がない	2

56

➡ ① どのような取組ですか。該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討(柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整等)	1
相談窓口等の明確化	2
両立支援に関する制度の整備(年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)	3
両立支援に関する体制の整備(産業医等産業保健スタッフの配置、対応手順の整理等)	4
労働者、管理監督者等に対する意識啓発(研修等)	5
上記以外の何らかの対策を実施している	6

57

② 取組に関し、困難なことや課題と感じていることについて、該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、16を回答の場合は不可)

困難なことや課題と 感じていること	代替要員の確保	01
	上司や同僚の負担	02
	主治医との連携	03
	就業制限の必要性や期間の判断	04
	復職可否の判断	05
	復職後の適正配置の判断	06
	柔軟な勤務形態の整備	07
	病状の悪化や再発防止の対策	08
	休職を繰り返す労働者への対応	09
	個人情報の取扱い	10
	病気や治療に関する情報の入手	11
	治療と仕事の両立の重要性に対する意識啓発	12
	社内の相談体制の確保	13
	社外で相談・連携できる組織の活用	14
	その他	15
困難なことや課題と感じていることは特になし		16

58

問8

(注 38) 有害業務

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務をいいます。この調査では「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「放射線業務」、「粉じん作業」をいいます。

(注 39) 鉛業務

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいいます(労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務)。

(注 40) 有機溶剤業務

屋内作業場等で、有機溶剤(アセトン、キシレン、トルエン等の労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質)を製造し又は取り扱う業務をいいます。

(注 41) 特定化学物質

ジクロロベンジジン、重クロム酸、ベンゼン等(労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質)をいいます。

(注 42) 石綿等を取り扱う業務

石綿(石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物)を取り扱う業務をいいます。

(注 43) 放射線業務

エックス線等電離放射線の発生を伴う装置の使用又は検査の業務や放射性物質を装備している機器を取り扱う業務や坑内における核原料物質の掘採の業務等をいいます(労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務)。

(注 44) 粉じん作業

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業(じん肺法施行規則別表に掲げる作業)をいいます。

(注 45) 特殊健康診断

有害業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、当該業務への配置替え時及び定期的に行う健康診断をいいます。また、「有所見者」とは、健康診断の結果、異常所見が認められた労働者をいいます。

(注 46) じん肺健康診断

じん肺の定期健康診断の区分について

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻 度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

じん肺の離職時健康診断の区分について

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻 度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

※ 例えば、常時粉じん作業に従事させていて、じん肺管理区分が2の場合には、1年に1回のじん肺定期健康診断に該当するため、「1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる」の「2」に○をつけ、健康診断を受診させた場合には、「実施の有無」の「1 有」に○をつけてください。

【次の設問は、有害業務(注38)がある事業所のみ回答してください。】

なお、有害業務がない場合は、次頁問9へお進みください。

問8 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項について

- (1) 次に掲げる有害業務(法令で定める有害な業務あるいは作業方法や、作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務。以下、「有害業務」といいます。)がありますか。
該当する番号すべてに○をつけてください。

鉛業務(注39)	1	→ 以下の、(2)に回答してください。
有機溶剤業務(注40)	2	
特定化学物質(注41)を製造し又は取り扱う業務	3	
石綿等を取り扱う業務(注42)	4	
放射線業務(注43)	5	
粉じん作業(注44)	6	→ 以下の、(3)に回答してください。

59

【特殊健康診断(注45)】

- (2) 過去1年間(平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)において、特殊健康診断を実施しましたか。
実施の有無について該当する番号に○をつけ、実施した場合は、それぞれの延べ人数を記入してください。

業 務 の 種 類	実施の有無		延受診対象者数	延受診者数	延有所見者数
	有	無			
鉛業務	1	2			
有機溶剤業務	1	2			
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	1	2			
石綿等を取り扱う業務	1	2			
放射線業務	1	2			

【じん肺健康診断(注46)】

- (3) 現在あるいは過去に従事した労働者のうち、じん肺健康診断対象労働者がいますか。該当する番号すべてに○をつけてください(複数回答可。ただし、4を回答の場合は不可)。また、じん肺健康診断を実施した場合は、それぞれの人数を記入してください。

3年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる	1	→ ① 平成26年11月1日から平成29年10月31日までの間	実施の有無			受診対象者数	受診者数	有所見者数
			有	無				
1年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる	2	→ ② 平成28年11月1日から平成29年10月31日までの間	1	2				
就業時、定期外又は 離職時のじん肺健康 診断実施対象者が いる(過去1年間)	3	→ ③ 平成28年11月1日から平成29年10月31日までの間	実施の有無			受診対象者数	受診者数	有所見者数
			有	無				
対象者はいない	4		1	2				

80

89~92

問9

(注 47) **GHSラベル**

GHS分類(隔年ごとに改訂)に該当する化学品に表示することとされているラベルをいいます。

「GHS分類」とは、国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれております。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていません。

(GHS: The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略)

(注 48) **労働安全衛生法第57条に該当する化学物質**

同条で譲渡提供者に容器に危険有害性を表示することが義務づけられている化学物質をいいます。

(注 49) **安全データシート(SDS)**

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいいます。

なお、SDS(Safety Data Sheet)は、平成23年度までは一般に「MSDS(化学物質等安全データシート)」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされています。

(注 50) **労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質**

同条で譲渡提供者に安全データシート(SDS)の交付が義務づけられている化学物質をいいます。

(注 51) **労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある(GHS分類において危険有害性 のクラス又は区分がつく)化学物質**

平成24年4月1日から、労働安全衛生規則第24条の15で譲渡提供者に安全データシート(SDS)の交付が努力義務とされている化学物質をいいます。

(注 52) **化学物質を取り扱う際にリスクアセスメントを実施**

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

【次の設問は、化学物質を製造、譲渡・提供又は使用している事業所のみ回答してください。】

問9 化学物質のばく露防止対策に関する事項について

(1) 貴事業所では、化学物質をどのように取り扱っていますか。

該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

化学物質を製造している(主に製造、合成、混合などを行う化学品メーカー)	1
化学物質を商品として譲渡・提供している(主に商社、販売代理店)	2
化学物質を使用している(例えば加工、洗浄等に使用する一般ユーザー)	3

・(1)で1又は2と回答した方は(2)①及び(3)①も回答してください。
・(1)で3と回答した方は(4)も回答してください。

【GHSラベル表示】

→ (2) 貴事業所では、下記A、Bそれぞれの化学物質を製造又は譲渡・提供する際に、GHSラベル(注47)の容器・包装への表示を行っていますか。それぞれ該当する番号1つに○をつけてください。

A 労働安全衛生法第57条に該当する化学物質(注48)

B 労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質

① [(1)の設問で1又は2を選択した場合は、こちらにお答えください。]

		A	B
化学物質を製造又は譲渡・提供するに際し	すべて表示をしている	1	1
	一部表示をしている	2	2
	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	3	3
	全く表示をしていない	4	4

→ ② [表示していない化学物質がある場合、その主な理由に該当する番号1つに○をつけてください。]

	A	B
費用がかかるため	1	1
どのように表示してよいか分からないため	2	2
譲渡・提供先から要望がないため	3	3
表示制度について知らないため	4	4
義務対象となっていないため	5	5

【安全データシート(SDS)の交付】

→ (3) 貴事業所では、下記A、Bそれぞれの化学物質を製造又は譲渡・提供する際に、安全データシート(SDS)(注49)を交付していますか。それぞれ該当する番号1つに○をつけてください。

A 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質(注50)

B 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質(注51)

① [(1)の設問で1又は2を選択した場合は、こちらにお答えください。]

① [(1)の設問で1又は2を選択した場合は、こちらにお答えください。]		A	B
化学物質を製造 又は譲渡・提供 するに際し	すべての製品に交付している(※)	1	1
	一部の製品について交付をしている	2	2
	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	3	3
	全く交付していない	4	4
※過去に交付済みの製品で、引き続き同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合も交付しているものとみなす。		98	99

※過去に交付済みの製品で、引き続き同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合も交付しているものとみなす。

→ ② [交付していない化学物質がある場合、その主な理由に該当する番号1つに○をつけてください。]

	A	B
費用がかかるため	1	1
どのようにSDSを作成するか分からないため	2	2
譲渡・提供先から要望がないため	3	3
SDS交付制度について知らないため	4	4
義務対象となっていないため	5	5

【リスクアセスメントの実施】

[(1)の設問で3を選択した場合は、こちらにお答えください。]

→ (4) 貴事業所では、下記A、Bそれぞれの化学物質を取り扱う際にリスクアセスメント(注52)を実施していますか。それぞれ該当する番号1つに○をつけてください。

A 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質(注50)

B 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質(注51)

	A	B
すべて実施している	1	1
一部実施をしている	2	2
まったく実施していない	3	3

以上で質問はすべて終わります。ご協力ありがとうございました。

※法人番号の記入にご協力ください。

「法人番号欄」が空欄の場合、法人の行う事業については、国税庁から指定された 13 桁の法人番号を記入してください(商業登記法に基づく「会社法人等番号(12 桁)」を記入しないようご注意ください。)

法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。

なお、個人事業主の行う事業については、法人番号欄の 13 桁すべてに「0」を記入してください(マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。)

また、「法人番号欄」が印字されている場合はご確認いただき、法人番号に誤りがある場合は訂正をお願いします。

法人番号の活用による政府統計の精度向上に資するため、法人番号の記入にご協力ください。